

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成23年 9月 13日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市山科区西野山射庭の上町294-1		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 玉将フードサービス 代表取締役 大東 隆行					
主たる業種	飲食業(中華料理レストランチェーン)	細分類番号	7 6 2 3				
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成23年 4月から平成26年 3月まで						
基本方針	環境問題全般に対し、積極的・計画的に対応して行く。温暖化防止対策としては未利用・低利用エネルギー(太陽光・太陽熱・雨水等)、バイオマス(間伐材等)の利活用を積極的に推進する。						
計画を推進するための体制	「環境問題対策室」を核に事業毎にPGを組み、計画的に対応して行く。計画を長期・中期・短期・情報収集期と区分し、進捗状況を確認しながら推進していく。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	5,305.2 トン	5,129.1 トン	5,153.5 トン	5,140.8 トン	-3.1 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	5,305.2 トン	5,129.1 トン	5,153.5 トン	5,140.8 トン	-3.1 パーセント	
目標の根拠	23年度後半に、京都市内に2店舗の新規開店が予定されており、次年度以降も当該地域における新規開店が想定されるため、現行施設の対策のみでは目標を大幅に削減する事は困難と考えられるため。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	店舗	事業活動に伴う排出の量 (客席数)	2.58	2.62	2.49	2.48	-3.85 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	個々の店舗における対策を行う事により、省エネ法での要求事項、原単位Δ1%を達成する。但し関西電力の供給量が逼迫した場合は、集中的に対策を行う事も考えられる。						
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	37.0 ㊦	108.0 ㊦	108.0 ㊦	112.0 ㊦			
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	老朽化した空調、厨房機器等の更新					
	(24)年度	老朽化した空調、厨房機器等の更新。投光型看板照明のLED化。					
	(25)年度	老朽化した空調、厨房機器等の更新。店内照明の全LED化。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	出来る範囲で検討する。					
	上記の措置を採用する理由	店舗等では営業時間が一律でないため、統一した方針は困難なため					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動							
特記事項	当社は、該当地域における出店を継続して行っており、今後についても店舗数の増加が予想される事から、基準年度の数値は、3年間の平均値ではなく直近の平成22年度の値を採用した。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。